

別紙1（業務委託入札参加資格設定基準）

1 名簿登載要件

(1) 対象業務

全ての業務において必須

(2) 設定内容

名簿に登載されていること。

(3) 入札公告記載例

「山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者（〇〇業務の〇〇の登録を受けているものに限る。）であること。」

2 地域要件

(1) 対象業務

全ての業務において必須

(2) 設定内容

主たる営業所又は営業所の所在する地域を要件として設定する。

建設工事関連業務にあっては建設工事等請負業者選定基準（平成16年4月1日建企第4号）2の(2)「選定基準及び地域要件」の規定によるものとし、一般業務にあっては、設計金額にかかわらず総合支庁本庁舎又は地域振興局管内以上とする。

(3) 入札公告記載例

「東北6県内に主たる営業所（名簿に登載された主たる営業所）又は営業所（名簿に登載された営業所）を有すること。」

「山形県内に本店を有し、又は〇〇地域に営業所（名簿に登載された営業所）を有すること。」

（注）「又は」以降の要件が不要である場合は、「を有し、又は」以降を「を有すること。」に補正すること。

(4) 留意事項

- ① 「営業所」とは、名簿に登載された営業所とし、「主たる営業所」とは、名簿に登載された本店又は受任者の所在地にある営業所とする。
- ② 県内全域を越える地域を要件とする場合は、「東北6県内に主たる営業所を有すること」などと記載すること。

3 技術的要件

(1) 対象業務

建設工事関連業務において必須

(2) 設定内容

建設工事等請負業者選定基準（平成16年4月1日建企第4号）2の(2)「選定基準及び地

域要件」の規定による。

業種別に必要な技術的要件を設定する。

(3) 入札公告記載例

①【土木関係コンサルタント業務A レベルの場合】

「当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号口に該当する者）2名以上を名簿に登録していること。」

②【土木関係コンサルタント業務B レベルの場合】

「当該部門に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第3条第1号口に該当する者）又はRCCM1名以上を名簿に登録していること。」

4 業務成績要件

(1) 対象業務

建設工事関連業務において必須

(2) 設定内容

発注年度の前年度（ただし、4月にあっては前々年度）に完了した同じ業種の山形県発注業務の成績評定点について、単体及び設計共同体において60点未満のものがないこと。

(3) 入札公告記載例

「山形県から受注して〇〇年度に完了した〇〇業務に関する成績評定点について、60点未満のものがないこと。」

(4) 留意事項

設計共同体の構成員については、構成員の単体実施業務と設計共同体実施業務に関する事成績評定点について、60点未満があるときに参加できないこととなる。

5 実績要件 1

(1) 対象業務

特殊な業務等の場合に必要に応じて設定する。

特殊な業務等には、特別な技術・ノウハウが必要な業務、発注件数が少ない業務区分の業務、規模が大きい業務、特殊な実施条件となる業務などがあてはまる。

(2) 設定内容

過去10年程度のうちに発注業務と同種かつ同規模の業務を実施した実績があること。成績評定点60点未満の業務は実績に含まれない。

(3) 入札公告記載例

「〇〇年度以降において、〇〇業務〇〇円以上（注：対象業務と同種の業務について、できるだけ詳細に記述すること。）を元請（設計共同体の構成員にあては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として実施した実績を有すること。」

(4) 留意事項

イ 成績評定点60点未満の業務を実績として認めないことについては、入札説明書に記載す

る。（記載例：入札説明書の「入札参加者の資格」に加える。「業務の実績については、〇年4月以降に受注し、入札参加資格の確認申請日までに完了し、引渡しが完了しているものに限る。また、成績評定が通知されている業務にあっては、評定点が60点以上のものに限る。」）

- ロ 実績となる業務の発注者は原則として限定しないが、必要に応じて、国・地方公共団体・公社公団等に限ることとができる。
- ハ 実績として認める業務の規模については、発注業務の内容・性質等により適宜設定することができる。目安としては発注業務の5～7割程度の数量とするが、難易度や同種業務の実施件数等を勘案のうえ、7割以上又は5割以下とすることを妨げない。
- ニ 実績として認める期間はおおむね過去10年間程度とするが、同種業務の実施件数等を勘案して短縮又は延長できる。

6 実績要件2

(1) 対象業務

業務の規模や難易度にかかわらず、入札参加対象業者の能力を確認して発注する必要が認められる業務の場合に設定する。

対象とするかどうかは業務内容・条件・入札参加範囲等を勘案して判断することとする。その際の基準としては、「安全確保が重要な業務、重要な構築物を設計する業務、危険箇所を施工する工事の設計等の場合には原則として採用する。単純な業務では採用しない」ことなどがある。

(2) 設定内容

過去10年程度のうちに発注業務と同種の業務を実施した実績があること。

(3) 入札公告記載例

「〇〇年度以降において、〇〇業務（（注）本業務と同種の業務について記述すること。）を元請（設計共同体の構成員にあっては、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として実施した実績を有すること。」

(4) 留意事項

- イ 実績となる業務の規模による限定は原則としてしない。
- ロ 実績となる業務の成績による限定は原則としてしない。
- ハ 実績となる業務の発注者は原則として限定しないが、資格確認を簡易に行うため山形県・県内市町村に限るととすることができる。

7 指名停止非該当要件

(1) 対象業務

全ての業務において必須

(2) 設定内容

山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 入札公告記載例

「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」

(4) 留意事項

指名停止を受けていないこととは、入札参加資格の確認日（入札参加資格確認申請書の提出期限の日）から開札日（ただし、落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までのいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

8 暴力団排除条項非該当要件

(1) 対象業務

全ての業務において必須

(2) 設定内容

入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務の履行期間までの間に、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 留意事項

暴力団排除条項に該当しないこととは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該業務の履行期間までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。

9 その他

(1) 応札可能業者について、建設工事関連業務にあっては建設工事等請負業者選定基準の2(3)の規定によるものとし、一般業務にあっては設計金額にかかわらず10者程度以上とする。

(2) 上記に定めるもののほか、業務の特殊性等に応じて必要な要件を設定することができる。